仙南地域広域行政事務組合施設基本計画検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙南地域広域行政事務組合(以下「組合」という。)が建設を予定している(仮称)仙南クリーンセンターに係る基本計画(以下「施設基本計画」という。)について検討するため、仙南地域広域行政事務組合施設基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、施設基本計画に係る次の各号に掲げる事項について検討するものとする。
 - (1) 基本方針に関する事項
 - (2) 処理方式及び処理システムの整理に関する事項
 - (3) 最終処分場の延命化の整理に関する事項
 - (4) 計画ごみ質及び施設規模に関する事項
 - (5) 事業方式の整理に関する事項
 - (6) 公害防止計画に関する事項
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、施設基本計画に関し必要な事項

(組織等)

- 第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 識見を有する者 2人
 - (2) 組合を構成する市町の副市町長の職(副市町長を置かない市町にあっては、総務部長又は総務課長の職)にある者 9人
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会に関する事務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 委員会は委員長が必要に応じて招集する。
- 2 委員会の会議は、前条第1項第1号の委員が出席し、かつ、同項第2号の委員のうち過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。
- 4 委員会の会議は、原則公開とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、組合業務課で処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。
 - (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、組合が第1条に定める施設基本計画を策定したときにその効力を失う。